

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V 特定子会社包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定子会社包括許可の対象となる子会社                  特定子会社包括許可の対象となる子会社は、次のいずれかに該当する者（以下「特定子会社」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 特定子会社包括許可の申請者                  特定子会社許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から<u>(5)</u>までのいずれにも該当する者とする。                  (1)～(2) (略)  <u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施</u>                  に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票</p>	<p>(略)</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V 特定子会社包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定子会社包括許可の対象となる子会社                  特定子会社包括許可の対象となる子会社は、次のいずれかに該当する者（以下「特定子会社」という。）とする。                  なお、特定子会社は、<u>3の申請者に対し特定子会社包括輸出・役務取引許可により輸出された貨物又は提供された技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出し、その誓約書の確実な実施のための社内管理体制を構築し、年1回、報告書を自社の株式の過半数を有する申請者に提出し、指導・監査を受けること。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 特定子会社包括許可の申請者                  特定子会社許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から<u>(7)</u>までのいずれにも該当する者とする。                  (1)～(2) (略)  <u>(3) 特定子会社から提出された誓約書の確実な実施のため、特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行う者であつて、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、特定子会社に対し実地の監査を行う者（実地の監査については、申請者が委任する第三者を行ったものも含む。）</u></p> <p><u>(4) 輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施</u>                  に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票</p>

及びチェックリスト受理票の交付を受けている者（ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、特定子会社包括許可を行う場合における評価対象としない。）

(4) 外為法遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。）

(5) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

#### 4 特定子会社包括許可の要件

申請者が、特定子会社に対して、輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出又は外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術であって、次の①、②又は③に該当するものを提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定子会社包括輸出・役務取引許可を行う。

① 使用に係る技術

② 設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるもの

③ 設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれかに該当するものの商品企画・研究企画段階において必要なもの

なお、特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者及び特定子会社の要件は以下のとおり。

① 特定子会社は、申請者に対し、特定子会社包括輸出・役務取引許可により輸出された貨物又は提供された技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出し、その誓約書の確

及びチェックリスト受理票の交付を受けている者（ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、特定子会社包括許可を行う場合における評価対象としない。）

(5) 外為法遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。）

(6) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

#### 4 特定子会社包括許可の要件

申請者が、特定子会社に対して、輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出又は外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術であって、次の①、②又は③に該当するものを提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定子会社包括輸出・役務取引許可を行う。

① 使用に係る技術

② 設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるもの

③ 設計又は製造に係る技術であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれかに該当するものの商品企画・研究企画段階において必要なもの

実な実施のための社内管理体制を構築し、年1回、社内管理実施状況に係る報告書を申請者に提出し、指導・監査を受けること。

- ② 特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者は、特定子会社から提出された誓約書の確実な実施のため、特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行う者であって、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、特定子会社に対し実地の監査を行う者（実地の監査については、申請者が委任する第三者を行ったものも含む。）

5 (略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1)・(2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(ト)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書（様式第14）・・・2通

(注1) 仕向地及び特定子会社包括輸出・役務取引許可を申請する輸出に係る貨物の範囲、又は提供地及び特定子会社輸出・役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合には、仕向地又は提供地ごとを申請単位とすることをもち、同一の申請書により複数の特定子会社、及び特定子会社が輸入者又は取引の相手方の場合には複数の最終需要者又は利用する者について申請することができる。この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

(注2) 特定子会社が輸入者又は取引の相手方の場合、特定子会社と継続的な取引関係(Ⅲの5(5)の②a)からd)に該当するものをいう。)を有する者を、貨物の最終需要者又は技術を利用する者(以下「最終需要者等」という。)として、貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供(以下「再販売等」という。)を

5 (略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1)～(2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(チ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書（様式第14）・・・2通

(新設)

(新設)

行おうとすることが明らかな場合は、当該最終需要者等の名称等を記載すること。

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書 (様式第15) . . . 1通

(削る)

(ハ) (略)

(削る)

(ニ) 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類 (様式第16) . . . 1通

(ホ) 申請者又は申請者が委任する第三者が特定子会社に対し、申請前から18ヶ月以内において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類 (申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること) . . . 1通

(ヘ) 特定子会社の誓約書

① 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式2の誓約書 . . . 原本及び写し1通

注1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記1 (カ) 及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所 (同様式2第1節 (b) から (g) ) については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書 (様式第15) . . . 1通

(特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社と継続的な取引関係 (Ⅲの5 (5) の②a) 又はb) に該当するものをいう。) を有する特定子会社以外の者 (貨物の最終需要者又は技術を利用する者をいう。以下「最終需要者等」という。) に対して、貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供 (以下「再販売等」という。) を行おうとすることが明らかな場合は、当該最終需要者等の名称等を記載すること。

(ハ) (略)

(ニ) 特定子会社の概要の説明書 . . . 1通

① 特定子会社の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

② 提出書類通達別記1の (オ) に規定する書類

(ホ) 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類 (様式第16) . . . 1通

(ヘ) 申請者又は申請者が委任する第三者が特定子会社に対し、申請前から18ヶ月以内において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類 (申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること) . . . 1通

(ト) 特定子会社の誓約書

① 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式2の誓約書 . . . 原本及び写し1通

注1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記1 (カ) 及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所 (同様式2第1節 (b) から (g) ) については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

- ・輸出する貨物等の欄（同様式2第2節（a））については、「包括許可取扱要領Vの5に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式2第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式2第2節（c））は「－」と記載する。
- ・貨物等の用途（同様式2第3節（a））については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。
- ・追加的な誓約事項等（同様式2第3節（f））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書（様式第15）に記載されている特定子会社及び最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）（略）

② 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合（当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合）

提出書類通達様式3の誓約書・・・原本及び写し1通

注1）誓約書の記載については、提出書類通達別記1（カ）及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、販売業者名、販売業者の住所（同様式3第1節（b）から（g））については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。
- ・貨物等の説明（同様式3第2節（a））の欄は、ストック販売する貨物又は技術を特定し、記載する。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式3第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式3第2節（c））は「－」と記載する。
- ・追加的な誓約事項等（同様式3第3節（g））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子

- ・輸出する貨物等の欄（同様式2第2節（a））については、「包括許可取扱要領Vの5に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式2第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式2第2節（c））は「－」と記載する。
- ・貨物等の用途（同様式2第3節（a））については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。
- ・追加的な誓約事項等（同様式2第3節（f））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書に記載されている最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）（略）

② 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合（当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合）

提出書類通達様式3の誓約書・・・原本及び写し1通

注1）誓約書の記載については、提出書類通達別記1（カ）及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、販売業者名、販売業者の住所（同様式3第1節（b）から（g））については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。
- ・貨物等の説明（同様式3第2節（a））の欄は、ストック販売する貨物又は技術を特定し、記載する。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式3第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式3第2節（c））は「－」と記載する。
- ・追加的な誓約事項等（同様式3第3節（g））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子

会社包括許可申請明細書（様式第15）に記載されている特定子会社及び最終需要者等への再販売・再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）（略）

注3）ストック販売を想定している貨物がある場合には（へ）の①の誓約書の他に（へ）の②の誓約書が必要となる。

（ト）特定子会社に対する最終需要者等の誓約書（（へ）の②の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合）

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

（削る）

（削る）

（削る）

注1）誓約書の記載については、提出書類通達別記1（カ）及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・宛先は特定子会社名を記載する。
- ・輸出する貨物等（同様式2第2節（a））の欄については、当該特定子会社包括許可が適用される貨物等のうち、特定子会社から最終需要者等へ再販売・再輸出が想定される貨物等の説明を記載する。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式2第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式2第2節（c））は「-」と記載する。

注2）最終需要者等に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、最終需要者等から取得する誓約書は、提出書類通達様式4によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様

会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再販売・再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）（略）

注3）ストック販売を想定している貨物がある場合には（ト）の①の誓約書の他に（ト）の②の誓約書が必要となる。

（チ）最終需要者等の誓約書等（（ト）の②の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合）

① 最終需要者等の概要の説明書・・・1通

（（二）に同じ）

② 当該特定子会社と最終需要者等の間における継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通

③ 当該特定子会社に対する最終需要者等の誓約書（提出書類通達様式2の誓約書）・・・写し1通

注1）誓約書の記載については、提出書類通達別記1（カ）及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・宛先は特定子会社名を記載する。
- ・輸出する貨物等（同様式2第2節（a））の欄については、当該特定子会社包括許可が適用される貨物等のうち、特定子会社から最終需要者等へ再販売・再輸出が想定される貨物等の説明を記載する。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式2第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式2第2節（c））は「-」と記載する。

注2）最終需要者等に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、最終需要者等から取得する誓約書は、提出書類通達様式4によるものとする。ただし、仕向地・提供

、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

7・8 (略)

9 特定子会社包括許可の変更

(1) (略)

(2) (1)の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口提出しなければならない。

(イ)申請者、特定子会社又は最終需要者等の名称又は住所について変更が生じたとき。ただし、③から⑥までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。また、⑥については申請者に係る変更が生じたときに限る。

① 許可申請書・・・2通

(削る)

(削る)

(削る)

② 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通

③ 登記簿謄本等変更を証する書類・・・1通

④ 原許可証の写し・・・1通

⑤ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

⑥ 変更後のチェックリスト受理票の写し(申請前13月の間に発行されたものに限る。)・・・1通

(ロ) 特定子会社を追加しようとするとき。

① 許可申請書・・・2通

② 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通

地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

7・8 (略)

9 特定子会社包括許可の変更

(1) (略)

(2) (1)の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口提出しなければならない。

(イ)申請者、特定子会社又は最終需要者等の名称又は住所について変更が生じたとき。ただし、③から⑤までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。また、⑧については申請者に係る変更が生じたときに限る。

① 許可申請書・・・2通

② 特定子会社包括許可の変更に係る申請理由書(様式第17)・・・1通

③ 特定子会社の概要の説明書(6(3)(ホ)に同じ。)・・・1通

④ 最終需要者等の概要の説明書(6(3)(リ)①に同じ。)・・・1通  
(新設)

⑤ 登記簿謄本等変更を証する書類・・・1通

⑥ 原許可証の写し・・・1通

⑦ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

⑧ 変更後のチェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(ハ)に同じ。)・・・1通

(新設)

- ③ 特定子会社から提出された遵守事項を徹底するための管理体制を示す書類（様式第16）・・・1通
- ④ 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）
- ⑤ 特定子会社の誓約書（6（3）（へ）に同じ）・・・原本及びその写し1通
- ⑥ 原許可証の写し・・・1通
- ⑦ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

（ハ）最終需要者等を追加しようとするとき。

- ① （略）  
（削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

（ロ）特定子会社又は最終需要者等を追加しようとするとき。ただし、③から⑨までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。

- ① （略）
- ② 特定子会社包括許可の変更に係る申請理由書（様式第17）・・・1通
- ③ 特定子会社の概要の説明書（6（3）（ホ）に同じ。）・・・1通
- ④ 最終需要者等の概要の説明書（6（3）（リ）①に同じ。）・・・1通
- ⑤ 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類（様式第16）・・・1通
- ⑥ 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）（特定子会社を追加する場合に限る。）・・・1通
- ⑦ 特定子会社の誓約書（6（3）（チ）に同じ）・・・原本及び写し1通
- ⑧ 最終需要者等の誓約書（6（3）（リ）③に同じ）・・・原本及び写し1通
- ⑨ 継続的な取引実績又は見込みを示す書類（最終需要者等を追加する場合に限る。）・・・1通



(削る)

- ② 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書
- ③ 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通
- ④ 最終需要者等の誓約書(6(3)(ト)に同じ)・・・原本及び写し1通
- ⑤ 原許可証の写し・・・1通

(ニ) 許可を受けた特定子会社又は最終需要者等を削除しようとするとき。

- ① (略)
- (削る)

(削る)

- ② 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書
- ③ 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通
- ④ 原許可証の写し・・・1通

(注) (略)

10 (略)

11 特定子会社包括許可の更新

(1)・(2) (略)

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヌ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書・・・2通

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通

(ハ) チェックリスト受理票の写し(申請前13月の間に発行されたものに限る。)・・・1通

⑩ 原許可証の写し・・・1通

- ⑪ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(ハ) 許可を受けた特定子会社又は最終需要者等を削除しようとするとき。

- ① (略)
- ② 特定子会社包括許可の変更に係る申請理由書(様式第17)・・・1通

③ 原許可証の写し・・・1通

- ④ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書
- (新設)

(新設)

(注) (略)

10 (略)

11 特定子会社包括許可の更新

(1)・(2) (略)

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヲ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書・・・2通

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書・・・1通

(ハ) チェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(ハ)に同じ。)・・・1通

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(二) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

(削る)

(ホ) 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類（様式第16）・・・1通

(へ) 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・1通

(ト) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・1通

(チ) 特定子会社の誓約書（6（3）（へ）に同じ）・・・原本及びその写し1通

(リ) 原許可証の写し・・・1通

(ヌ) 最終需要者の誓約書（6（3）（ト）に同じ）・・・1通

1 2 ・ 1 3 （略）

VI （略）

VII 申請書類の記載方法等

(二) 削除

(ホ) 特定子会社の概要の説明書（6（3）（ホ）に同じ）・・・1通

(へ) 6（3）（へ）の書類・・・1通

(ト) 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・1通

(チ) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・1通

(リ) 6（3）（チ）の誓約書

(ヌ) 原許可証の写し・・・1通

(ル) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

(ヲ) 6（3）（リ）の書類（該当する場合に限る。）・・・各1通

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

1 2 ・ 1 3 （略）

VI （略）

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等記載要領

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書及び特別一般包括役務取引許可申請書（様式第1、様式第2）

①「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要です。なお、申請者が当該法人の代表権者でない場合には、提出書類通達様式8を提出することが必要となる。

②（略）

(2)～(3)（略）

(4) 特定包括輸出許可申請書及び特定包括役務取引許可申請書（様式第7、様式第8）

①「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要です。なお、申請者が当該法人の代表権者でない場合には、提出書類通達様式8を提出することが必要となる。

②～⑥（略）

(5)～(6)（略）

(7) 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書（様式第14）

①「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要です。なお、申請者が当該法人の代表権者でない場合には、提出書類通達様式8を提出することが必要となる。

②（略）

(8) 特定子会社包括許可申請明細書（様式第15）

①～⑥（略）

（削る）

(9)～(10)（略）

(11) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書（様式第11）

「申請者記名押印又は署名」の欄

1 申請関係書類等記載要領

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書及び特別一般包括役務取引許可申請書（様式第1、様式第2）

①「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者の記載も必要です。

②（略）

(2)～(3)（略）

(4) 特定包括輸出許可申請書及び特定包括役務取引許可申請書（様式第7、様式第8）

①「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者の記載も必要です。

②～⑥（略）

(5)～(6)（略）

(7) 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書（様式第14）

①「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者の記載も必要です。

②（略）

(8) 特定子会社包括許可申請明細書（様式第15）

①～⑥（略）

⑦「提出書類確認表」の欄

申請に際し、特定子会社包括許可申請明細書以外の提出書類の名称及び通数をすべて記載してください。

(9)～(10)（略）

（新設）

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要です。なお、申請者が当該法人の代表権者でない場合には、提出書類通達様式8を提出することが必要となる。

2・3（略）

## VIII その他

(1) 書類の提出窓口

(略)

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 管理責任者変更届：安全保障貿易審査課

(ヘ) 「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室

(ト) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

(チ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合：安全保障貿易審査課

(リ) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2)～(4) (略)

(別表1)～(別表7) (略)

(別表8) (別添A参照)

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／  
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項]～[12の項] (略)

2・3 (略)

## VIII その他

(1) 書類の提出窓口

(略)

(イ)～(ニ) (略)

(新設)

(ホ) 「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室

(ヘ) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

(ト) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合：安全保障貿易審査課

(チ) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2)～(4) (略)

(別表1)～(別表7) (略)

(別表8) (別添A参照)

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／  
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項]～[12の項] (略)

[13の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号を除く。)に該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号に該当するもの	(略)	(略)	(略)

[14の項]・[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／  
特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]～[3の2の項] (略)

[4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる				

[13の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号ロを除く。)に該当するもの	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号ロに該当するもの	(略)	(略)	(略)

[14の項]・[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／  
特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]～[3の2の項] (略)

[4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる				

技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、 <u>貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(3)～(5)に掲げる技術	(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第17条第6項第1号</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)
<u>外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、<u>貨物等省令第17条第6項第2号</u>に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>—</u>
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第17条第7項</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)

技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、 <u>貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロ</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(3)～(6)に掲げる技術	(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第17条第7項</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、 <u>貨物等省令第17条第8項</u> に該当するもの	(略)	(略)	(略)

[6の項]・[7の項] (略)

[8の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの			
(略)	(略)	(略)	(略)

[9の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号又は第11号に該当するもの			
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

[6の項]・[7の項] (略)

[8の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[9の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号、第11号又は第14号に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

様式第 1 ～様式第 1 3 (略)

様式第 1 4 (別添 B 参照)

様式第 1 5 (別添 C 参照)

様式第 1 6 (別添 D 参照)

(削る)

様式第 1 8 ～様式 a の 2 (略)

様式第 1 ～様式第 1 3 (略)

様式第 1 4 (別添 B 参照)

様式第 1 5 (別添 C 参照)

様式第 1 6 (別添 D 参照)

様式第 1 7 (別添 E 参照)

様式第 1 8 ～様式 a の 2 (略)



別添A（改正後）

（別表 8）

特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(4) 特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出又は取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること（特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社又は最終需要者等（包括許可取扱要領Vの6（3）<u>(イ)</u>に規定する最終需要者等）に対する輸出又は取引（ストック販売）の年間（暦年）の実績を含む。）。ただし、包括許可取扱要領Vの5（2）③に係る技術の提供については、実績報告の対象としない。なお、経済産業省から求めがあった時は、この限りではない。また、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の保管、再提供の状況を半年毎に経済産業大臣に報告すること。</p>	<p>(略)</p>
<p>(5) ～ (14) (略)</p>	<p>(略)</p>

別添A（現行）

（別表 8）

特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出又は取引の年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること（特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社又は最終需要者等（包括許可取扱要領Vの6（3）<u>（ロ）</u>に規定する最終需要者等）に対する輸出又は取引（ストック販売）の年間（暦年）の実績を含む。）。ただし、包括許可取扱要領Vの5（2）③に係る技術の提供については、実績報告の対象としない。なお、経済産業省から求めがあった時は、この限りではない。また、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の保管、再提供の状況を半年毎に経済産業大臣に報告すること。</p> <p>(5) ～ (14) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

別添B (改正後)

様式第14 (V-6 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 申請年月日 \_\_\_\_\_  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 特定子会社 (輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者)

(特定子会社)

名 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

(最終需要者)

名 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

2 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請に係る貨物及び役務取引の範囲

包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のVの5の(1)及び(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項  
外国為替及び外国貿易法第48条第1項  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
輸出貿易管理令第8条第2項  
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のVの7に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。  
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別紙1)

(荷受人、需要者、利用する者が複数の場合)

荷受人・需要者の別	荷受人又は需要者の名称	住 所

- 注 (1) 別紙1については、同一の特定子会社包括輸出許可申請書により、買主が単一であり、かつ荷受人、需要者、利用する者が複数である申請を行う場合に作成し、申請書このり付けにより添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別紙2)

その

買主、取引の相手方 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

荷受人・需要者の別	荷受人又は需要者の名称	住 所

注 (1) 別紙2については、同一の特定子会社包括輸出許可申請書により複数の買主、取引の相手方について申請する場合に買主毎、取引の相手方毎に作成し、申請書にのり付けにより添付してください。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別添B（現行）

様式第14（V-6（1）関係）

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

**特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書**

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 申請年月日 \_\_\_\_\_  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 特定子会社（輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者）

（特定子会社）

名 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

（最終需要者）

名 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

2 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請に係る貨物及び役務取引の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のVの5の(1)及び(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項  
外国為替及び外国貿易法第48条第1項  
外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
輸出貿易管理令第8条第2項  
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のVの7に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。  
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別添C (改正後)

様式第15

年 月 日

特定子会社包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 (担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定子会社包括輸出・役務取引許可を申請します。

記

1. 申請者の概要

事業内容			
主要取扱品目			
資本金	○資本金 百万円 ( 年 月 日 現在)		
輸出管理部門名 (事務局部門名)			
輸出管理内部規程 受理票発行 年 月 日	年 月 日	輸出管理内部規程 受理番号	

2. 申請理由

3. 特定子会社の概要

※ 特定子会社を追加又は削除する場合も、当該変更に影響を受けない全ての特定子会社を記載のこと。

(特定子会社①)

新規追加・既存・削除 (該当するものを○印で囲む)

輸入者・最終需要者・取引の相手方・利用する者 (該当するものを○印で囲む)

名称:

住所:

事業概要:

主な取引先:

申請者との資本関係:

申請者以外の出資者：

貨物の使用場所・設置場所：

※ 特定子会社の組織図及び存在確認に資する資料（使用場所・設置場所が特定子会社の住所と異なる場合には、その場所等を示す資料）を添付のこと

（特定子会社②）

新規追加・既存・削除（該当するものを○印で囲む）

輸入者・最終需要者・取引の相手方・利用する者（該当するものを○印で囲む）

名称：

住所：

事業概要：

主な取引先：

申請者との資本関係：

申請者以外の出資者：

貨物の使用場所・設置場所：

※ 特定子会社の組織図及び存在確認に資する資料（使用場所・設置場所が特定子会社の住所と異なる場合には、その場所等を示す資料）を添付のこと

4. 最終需要者等

※ 最終需要者等を追加又は削除する場合、当該変更に影響を受けない全ての最終需要者等を記載のこと。

※ 特定子会社（輸入者又は取引の相手方の場合に限る。）が特定子会社以外の者（最終需要者等）に対して、再販売、再移転若しくは再輸出又は再提供を行うことが申請時に明らかな場合には、以下についても必ず記載して下さい。

（最終需要者①）新規追加・既存・削除（該当するものを○印で囲む）

名称：

住所：

事業概要：

ホームページURL（無い場合は概要が分かる資料を添付のこと）：

取引歴・今後の取引予定：

※ 取引歴・今後の取引予定が分かる資料を添付のこと

（最終需要者②）新規追加・既存・削除（該当するものを○印で囲む）

名称：

住所：

事業概要：



ホームページURL（無い場合は概要が分かる資料を添付のこと）：

取引歴・今後の取引予定：

※ 取引歴・今後の取引予定が分かる資料を添付のこと

5. 分割を必要とする場合の理由

6. 必要通数

別添C（現行）

様式第15

年 月 日

特定子会社包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号（担当） \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定子会社包括輸出・役務取引許可を申請します。

記

1. 申請者の概要

事業内容			
主要取扱品目			
資本金	○資本金 百万円（ 年 月 日 現在）		
輸出管理部門名 （事務局部門名）			
輸出管理内部規程 受理票発行 年 月 日	年 月 日	輸出管理内部規程 受理番号	

2. 申請理由

3. 特定子会社の概要

（特定子会社） 名称： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

輸入者・需要者・取引の相手方・利用する者

（該当するものを○印で囲む）

（申請者との資本関係）

※ 特定子会社（輸入者又は取引の相手方の場合に限る。）が特定子会社以外の者（最終需要者等）に対して再販売、再移転若しくは再輸出又は再提供を行うことが申請時に明らかな場合には、以下についても必ず記載して下さい。

（最終需要者等①） 名 称： \_\_\_\_\_

住 所：

取引歴：

(最終需要者等②) 名 称：

住 所：

取引歴：

(最終需要者等③) 名 称：

住 所：

取引歴：

4. 分割を必要とする場合の理由

5. 必要通数

6. 提出書類確認表（本書面を除く）

	書類の種類	通数	備考
<u>1</u>	<u>特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書</u>		
<u>2</u>			
<u>3</u>			
<u>4</u>			
<u>5</u>			
<u>6</u>			
<u>7</u>			
<u>8</u>			
<u>9</u>			
<u>10</u>			
<u>11</u>			
<u>12</u>			
<u>13</u>			
<u>14</u>			
<u>15</u>			

(注) 備考欄は記入しないでください。

別添D（改正後）

様式第16

年 月 日

輸出管理に関する社内管理説明書

申請者（記名押印又は署名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号）

特定子会社における管理体制について、以下のとおり説明致します。

1. 特定子会社における社内規程（規程の整備の有無）

2. 特定子会社における輸出管理に関する社内体制（取引審査、該非判定、監査等の各責任者等）

3. 特定子会社における輸出貨物の管理（使用目的等の確認台帳への記載・シール貼付による管理、販売等時の親会社への確認等）

4. 特定子会社内の指導・教育（現地授業員等への指導・教育内容、研修の実施時期等）

5. その他

※ 各項に記載した事項については、記載内容を確認できる書類を必ず添付して下さい。

輸出管理に関する社内管理説明書

申請者（記名押印又は署名）  
（住所）  
担当者（所属部署名）  
（氏名）  
（電話番号）

特定子会社から提出された誓約書に記載されている事項の遵守を徹底するための管理体制について、以下のとおり説明致します。

I. 申請者

<u>1. 輸出管理に関する社内規程（規程の整備の有無）</u>
<u>2. 輸出管理に関する社内体制（取引審査、該非判定、監査、子会社への指導等の各責任者等）</u>
<u>3. 特定子会社への監査（監査時期、監査の内容、監査後の指導等）</u>
<u>4. 特定子会社への関与（特定子会社において輸出貨物の再販売等を行う場合の関与の有無等）</u>
<u>5. 特定子会社への指導・教育（具体的な指導・教育内容、研修の実施時期等）</u>
<u>6. その他</u>

II. 特定子会社

<u>1. 輸出管理に関する社内規程（規程の整備の有無）</u>
<u>2. 輸出管理に関する社内体制（取引審査、該非判定、監査等の各責任者等）</u>
<u>3. 内部監査（監査時期、監査の内容、申請者への報告、監査後の指導等）</u>
<u>4. 輸出貨物の管理（使用目的等の確認、台帳への記載・シール貼付による管理、販売等時の親会社への確認等）</u>
<u>5. 指導・教育（現地従業員等への指導・教育内容、研修の実施時期等）</u>
<u>6. その他</u>

（※）各欄に記載した事項については、記載内容を確認できる書類を必ず添付して下さい。

別添E（現行）

様式第17

年 月 日

特定子会社包括許可の変更に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名

住 所

電話番号（担当）

既に発行された特定子会社包括許可について、下記のとおり変更が生じたので、新たに特定子会社包括許可を申請します。

記

1. 変更理由

—

2. 変更を要する許可番号

3. 変更事項

4. 分割を必要とする理由

5. 必要通数